

第17 消防用水

1 吸管投入孔を設ける場合◆

- (1) 吸管投入孔は、直径60cmの円が内接することができる大きさ以上とし、80m³以上の水量を有するものは、2カ所以上設けること。

なお、連結送水管を設置する場合は、吸管投入孔は送水口付近に設けること。

- (2) 吸管投入孔付近には、「消防用水」の表示をするとともに、吸管投入孔の蓋には「吸管投入口」の表示、若しくは蓋の周囲に容易に識別できるマーキング等を行うこと。

2 採水用の結合金具（以下「結合金具」という。）を設ける場合

- (1) 水源が結合金具の位置より高い位置にあるもののうち、結合金具における背圧が0.25MPa以上のもの若しくは配管長（堅管部分を除く。以下同じ。）が50m未満のもの（以下「地上式の水源を有する消防用水」という。）又は水源が結合金具の位置より低い位置にあるもののうち、配管長が20m未満かつ落差が4.5m未満となるもの（以下「結合金具より下の水源を有する消防用水」という。）は次によること。

（第17-1図参照）◆

ア 連結送水管を設置する場合は、結合金具は連結送水管の送水口付近に設けるとともに、地上式の水源を有する消防用水の場合は、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

イ 有効水量40m³以上を保有する水源は、結合金具を2口とすること。

ウ 結合金具は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下とするとともに、呼称75のねじ式の受け口とすること。ただし、地上式の水源を有する消防用水で結合金具に0.25MPa以上の背圧がある場合は、呼称65の差込式の差し口とすること。

エ 結合金具が呼称75のねじ式の受け口の場合は、呼称75のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称65の差込式の差し口の場合は、呼称65の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

オ 呼称75のねじ式の結合金具直近には「消防用水（吸水用）」を、呼称65の差込式の結合金具直近には「消防用水」の表示を設けること。

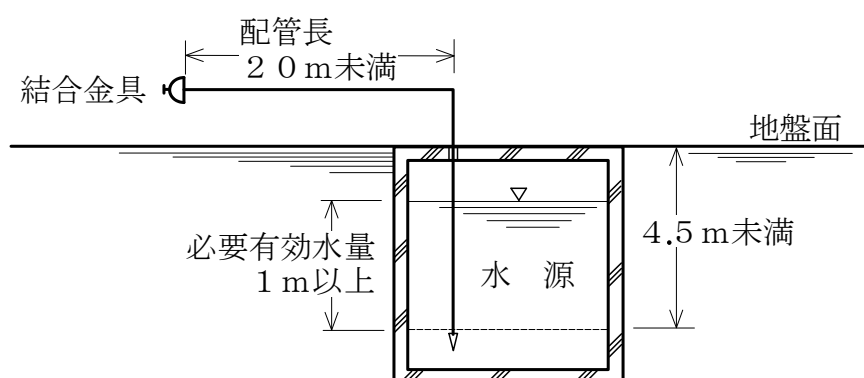
カ 水源から結合金具に接続する配管（以下「配管」という。）の口径は、結合金具が1口の場合は80A以上、2口の場合は100A以上とし、空気だまりのできないものとする。ただし、結合金具より下の水源を有する消防用水で結合金具を2口設ける場合は、配管口径80A以上のものを結合金具ごとに単独で設けること。

キ 結合金具より下の水源を有する消防用水に設ける配管には、ろ過装置を設けること。

第17-1図 a 地上式の水源を有する消防用水



第17-1図 b 結合金具より下の水源を有する消防用水



(2) 前(1)以外の場合は、次によること。(第17-2図参照) ◆

ア 第1屋内消火栓設備2(1)、(2)、(4)、(5)、(7)から(10)、3及び4(13)に準じて専用の加圧送水装置(ポンプを用いる加圧送水装置に限る。)を設けること。

イ ポンプの吐出量は、2,000ℓ/minとし、揚程は結合金具における吐出圧力が0.25MPa以上の能力のものとすること。

ウ 加圧送水装置には規則第12条第1項第4号の規定の例により非常電源を設けること。

エ 連結送水管を設置する場合は、結合金具は連結送水管の送水口付近に設け、結合金具の直近の操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

オ 有効水量40m³以上を保有する水源は、結合金具を2口とすること。

カ 結合金具は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下とするとともに、呼称65の差込式の差し口とすること。

キ 結合金具には呼称65の差込式の受け口蓋(覆冠)又は容易に破壊できる保護板を設けること。

ク 結合金具直近には「消防用水(ポンプ加圧式)」の表示を設けること。

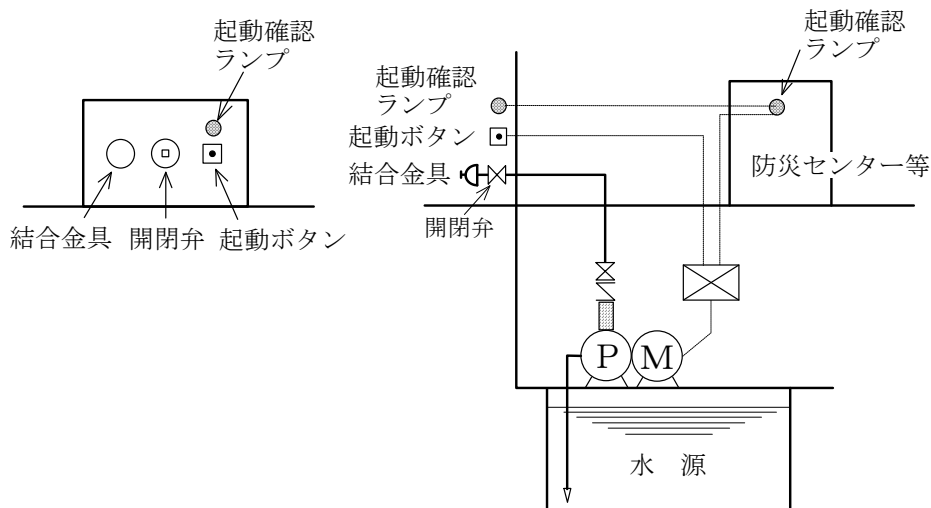
ケ 配管の口径は、100A以上とすること。

コ 結合金具の直近には、加圧送水装置の起動方法を表示するとともに、起動装置は、結合金具の直近又は防災センター等に設置し、遠隔起動とすること。

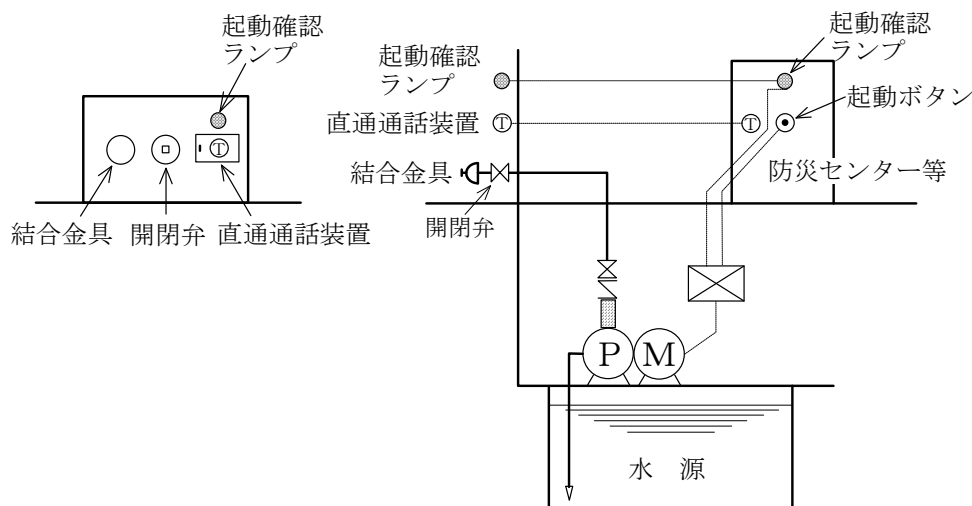
なお、防災センター等に起動装置を設置する場合は、結合金具直近と防災センター等との間に直通通話装置（非常電話又はインターホン）を設けること。

サ 結合金具の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示（灯火又は灯火の点滅等）を設けること。

第17-2図 a 結合金具直近からの遠隔起動の場合



第17-2図 b 防災センター等からの遠隔起動の場合



- (3) 開閉弁を設ける場合は、結合金具にホース又は吸管を接続した場合に開閉弁のスピンドルの操作に支障のないものであること。
- (4) 結合金具は防火対象物の各部分から一の結合金具までの水平距離が100m以下となるように設けること。
- (5) 配管は第1屋内消火栓設備4(1)、(6)、(7)、(9)から(12)及び(19)に準ずるほか、加圧送水装置を設けた場合にあっては、その吐出側直近部分の配管表面の見やすい箇所に消防用水用である旨を表示すること。◆

3 水源

(1) 水源の設置方法及び有効水量の算定等は、第1屋内消火栓設備1に準ずること。ただし、1及び2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合の有効水量は次によること。

ア 吸管投入孔を設ける場合は吸管投入孔の下部を水源の下端とするとともに、水源の下端から0.5m以内の部分は有効水量に含めない。

また、地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5m以内の部分の有効水量とする。

イ 2(1)の結合金具より下の水源を有する消防用水の場合は、配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効水量とする。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5m以上ある場合は、地盤面から落差4.5m以内の部分の有効水量とする。

(2) 水源（自然水利を除く。）には、自動給水装置及び減水警報装置（有効水量の4分の1以上減水した場合に防災センター等に警報するもの）を設けること。ただし、水源が減水した場合、直ちに手動で補水することができるものについては自動給水装置を設けないことができる。◆

(3) 吸管投入孔を設ける場合は、消防ポンプ自動車が2m以内に接近できる場所とすること。

また、結合金具を設ける場合は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる場所とすること。

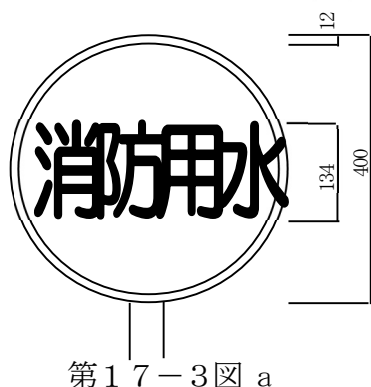
(4) 結合金具を設ける場合は、通気口又は通気管を設けること。

(5) 令第27条第1項第2号に掲げる防火対象物で、防火地域又は準防火地域内にあり、かつ、特定主要構造部を耐火構造又は主要構造部を準耐火構造としたものについては、設置を必要とする消防用水の水量を80m³とすることができる。

4 表示◆

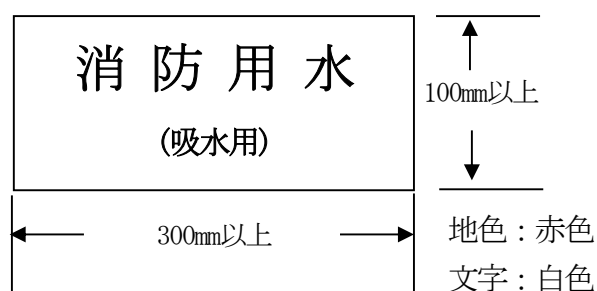
1(2)、2(1)オ、(2)クにより設ける表示の例を第17-3図に示す。

<表示例（標識を用いる場合）>



第17-3図 a

地色：赤色
縁：白色
文字：白色



第17-3図 b

5 その他

第20 連結送水管 6(2)イの規定により連結送水管に連送揚水ポンプを設け、かつ、すべての階に放水口を設置した場合にあっては、加圧送水装置は2(2)ア及びイによらず、次により連結送水管の連送揚水ポンプと兼用することができる。

- (1) 定格吐出量は、第20 連結送水管 6(1)イに準ずること。
- (2) 配管は2(5)によらず、第20 連結送水管 3(2)、(5)～(7)に準ずること。
- (3) 結合金具は、2(2)オによらず1口とすること。
- (4) 2(2)クの表示は、第20 連結送水管 6(2)オに準ずること。

